

議案第 1 4 号

松阪市地域好循環創造基金条例の制定について

松阪市地域好循環創造基金条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市地域好循環創造基金条例

(設置)

第 1 条 地域の活性化を通じた好循環社会の実現を図るため、松阪市地域好循環創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、松阪市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、地域の活性化に資する事業に充てることができる。

2 収益金の全部又は一部が前項に規定する事業の財源に充当されない場合は、その充当されない額を予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(基金の処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に定める目的達成のため、必要に応じ、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。